

一部事務組合下田メディカルセンター 告示第11号

公有財産売却について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

平成27年10月22日

一部事務組合下田メディカルセンター  
管理者 下田市長 楠山俊介



記

1 入札に付する売払物件

| 番号       | 名称等         | 概要   | 予定価格<br>(円) | 入札保証金<br>(円) |
|----------|-------------|--|-------------|--------------|
| FB第1001号 | 土地<br>(不動産) | 所在地 南伊豆町湊字<br>池田712番1<br>地目 宅地<br>地籍 1707.84m <sup>2</sup> | 46,800,000  | 4,680,000    |

※「予定価格」とは、あらかじめ一部事務組合下田メディカルセンターが定めた最低売払価格をいう。

2 入札の方法

- (1) ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用し一般競争入札を行う。
- (2) 入札に関する手続については、公有財産売却システムにおける一部事務組合下田メディカルセンター公有財産売却ページにおいて公開する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条による観察処分を受ける団体及びその関係者でないこと。
- (4) 一部事務組合下田メディカルセンターが定める一部事務組合下田メディ

カルセンターインターネット公有財産売却ガイドライン（以下「一部事務組合下田メディカルセンターガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定める公有財産売却システムに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (7) あらかじめ入札参加申込の手続を完了していること。

#### 4 入札参加申込の方法

- (1) 入札参加希望者は、平成27年10月22日（木）午後1時から平成27年11月10日（火）午後2時までに、公有財産売却システムにより仮申込手続を行うこと。
- (2) 仮申込手続を完了した後、平成27年11月13日（金）までに所定の申込書等を持参又は郵送すること。

##### ①持参する場合

受付場所 一部事務組合下田メディカルセンター事務局  
（下田市六丁目4番43号）

受付期間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝祭日を除く）

##### ②郵送する場合

あて先 〒415-0026 下田市六丁目4番43号  
一部事務組合下田メディカルセンター事務局

受付期間 平成27年11月13日（金）午後5時15分必着

- (3) 入札等に関する権限を代理人に委任する場合には、委任状を申込書に添付すること。

#### 5 物件の下見会

下見会の実施予定なし。

#### 6 入札場所及び期間

- (1) 場 所 公有財産売却システム上
- (2) 期 間 平成27年11月25日（水）午後1時から  
平成27年12月 2日（水）午後1時まで

#### 7 入札方法

- (1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 入札書の送付又は持参による提出は認めない。

#### 8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、一部事務組合下田メディカルセンターが定めた入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金は、一部事務組合下田メディカルセンターが指定する金融機関口座への振込のみとする。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。

#### 9 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について、虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

#### 10 開札及び落札者の決定

- (1) 平成27年12月2日(水)午後1時以降に公有財産売却システム上で開札する。
- (2) 予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

#### 11 契約の締結

- (1) 落札者は、平成27年12月11日(金)午後5時15分までに、売買契約書に印鑑登録証明書を添えて契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が、契約締結期日までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は一部事務組合下田メディカルセンターに帰属する。この場合、入札保証金は返還しない。

#### 12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結に際して契約保証金を納付すること。契約保証金は、入札保証金と同額とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を契約保証金に充当することができる。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。



### 1.3 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、平成27年12月16日（水）午後2時30分までに一部事務組合下田メディカルセンターが指定する方法により売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに売払代金の納付が確認できない場合は、その契約を無効とし、契約保証金は一部事務組合下田メディカルセンターに帰属する。この場合、契約保証金は返還しない。
- (3) 落札者の納付した契約保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を売払代金の一部に充当することができる。

### 1.4 売払物件の引渡し

- (1) 売払物件は、売払代金の納付が完了した後に、現状のまま引き渡すものとする。

### 1.5 所有権の移転及び所有権の移転登記

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納した時に移転する。
- (2) 売払物件の引渡しに要する費用、所有権移転に要する費用並びに公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 引渡し後、落札者は速やかに、必要な書類を添えて一部事務組合下田メディカルセンターに対して所有権移転登記を請求するものとし、一部事務組合下田メディカルセンターはその請求により遅延なく所有権の移転登記を囑託するものとする。

### 1.6 その他

- (1) 売払物件は現状での引渡しのため、事前にご自身で確認していただくほか、法令上の規制等についても関係機関で確認したうえで入札に参加すること。
- (2) この公告、一部事務組合下田メディカルセンターガイドライン等に記載する事項や一部事務組合下田メディカルセンター公有財産売却ページにて確認した売払物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、一部事務組合下田メディカルセンターは瑕疵担保責任を負わない。

### 1.7 問い合わせ先等

一部事務組合下田メディカルセンター事務局

(下田市六丁目4番43号)

郵便物のあて先

〒415-0026 下田市六丁目4番43号

電話番号 0558-36-4010

FAX番号 0558-36-4011

電子メール [shimodamc-om@lime.ocn.ne.jp](mailto:shimodamc-om@lime.ocn.ne.jp)